

指定混合肥料の生産業者届に必要な書類

1 「様式第9号 指定混合肥料生産業者届出書」 2部

2 登記簿抄本又は住民票

- ※ 法人の場合、登記簿の「法人の目的」に肥料の生産・販売業務に関する事項が登記されていないと、原則として届出書の受理はできません。
- ※ 届出住所と生産場所、保管場所の所在地が異なる場合で、登記簿抄本等で確認できない場合は、それぞれの場所を証明する書類（固定資産税の明細書の写し等）を添付してください。

3 生産工程の概要

- ※ 概要は別紙にフロー図で示してください。

4 配合する肥料の登録証の写し、特殊肥料の品質表示、土壌改良資材の種類等

5 配合する肥料の設計書

- ※ 配合する肥料の割合と製品（生産する肥料）の保証成分計算書等

6 成分分析結果（「指定配合肥料」において、原料肥料の保証分量から主成分を設計保証する場合は除く。）

7 生産する事業場及び保管する施設の位置図

- ※ 市販の地図をコピーしたものに書き込む形式のもので構いません。

8 その他資料等

（1）生産施設を賃借して生産する場合

- 生産設備の賃借による肥料の生産に関する届出書
- 賃貸借契約書の写し
- 賃借する工場の見取り図

（2）委託により生産する場合

- 委託による肥料の生産に関する届出書
- 委託生産契約書の写し
- 委託生産する工場の見取り図

（3）返信用封筒及び切手

- ※受理通知および届出書の副本などA4用紙3枚程度を返信します。

- ※ 生産を開始する1週間前までに届け出てください。

指定混合肥料生産業者届出事項の変更に必要な書類

1 「様式第 10 号 指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書」 2部

2 登記簿抄本又は住民票

※法人の場合、登記簿の「法人の目的」に肥料の生産・販売業務に関する事項が登記されていないと、原則として届出書の受理はできません。

※届出住所と生産場所、保管場所が異なる場合で、登記簿抄本等又は住民票で確認できない場合は、その住所を証明可能な書類（固定資産税の明細書の写し等）を添付してください。

3 生産する事業場及び保管する施設の位置図

※市販の地図をコピーしたものに書き込む形式のもので構いません。

4 返信用封筒及び切手

※受理通知および届出書の副本など A 4 用紙 3 枚程度を返信します。

※2～3の添付書類のうち、該当の変更を証明するものを添付してください。

※変更後2週間以内に届け出てください。

指定混合肥料生産事業廃止に必要な書類

1 様式第 11 号 指定混合肥料生産事業廃止届出書」 2 部

2 返信用封筒及び切手

※受理通知および届出書の副本など A 4 用紙 3 枚程度を返信します。

※事業廃止後 2 週間以内に届け出てください。